

障害者を雇用する場合の機械等の割増償却の償却
限度額の計算に関する付表（措法46の2①、68の
31①）

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

特別償却の付表（二十四）

平十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

事業の種類	1			
(機械・装置の耐用年数表の番号) 対象資産の種類等	2	()	()	()
対象資産の名称	3			
対象資産の用途	4			
対象資産が車両及び運搬具である 場合の職業安定所の長の証明年月日	5	平・	平・	平・
取得等年月日	6	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	7	平・	平・	平・
取得価額	8		円	円
普通償却限度額	9			
割増償却率	10	$\frac{24 \text{ 又は } 32}{100}$	$\frac{24 \text{ 又は } 32}{100}$	$\frac{24 \text{ 又は } 32}{100}$
割増償却限度額 (9) × (10)	11		円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
障害者雇用割合の計算				
期末の常時雇用する従業員 (短時間労働者を除く。)の総数	13	人	期末雇用障害者数 (14) + (15) + (16)	17 人
期末の常時雇用する障害者 (短時間労働者を除く。)の数	14		障害者雇用割合 $\frac{(17)}{(13)}$	18 %
(14)のうち重度の障害者の数	15		同上に係る公共職業安定所 の長の証明年月日	19 平・
期末の重度の障害者である 短時間労働者の数	16		同上の証明に係る番号	20 第 号

特別償却の付表（二十四）の記載の仕方

- 1 この付表（二十四）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第46条の2第1項《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の31第1項《障害者を雇用する場合の機械等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、その対象資産の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。
- 2 この付表（二十四）は、まず、(13)欄から(20)欄までの各欄を記載し、次いで、(1)欄から(12)欄までの各欄を記載します。
- 3 「事業の種類1」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
- 5 「対象資産の用途4」には、「工場用」、「ハイヤー用」、「タクシー用」等の用途を記載します。
- 6 「対象資産が車両及び運搬具である場合の職業安定所の長の証明年月日5」には、一般乗用旅客自動車運送業を営む法人が、その事業場の所在地を管轄する公共職業安定所の長の証明を受けた自動車について、その証明年月日を記載します。
- 7 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載します。

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第

- 49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金勘定に積み立てる方法により経理しているときは、その繰入額又は積立額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 8 「普通償却限度額9」には、対象資産の普通償却限度額を記載します。
- 9 「割増償却率10」の分子は、次の資産の種類に応じ、それぞれ次の割増償却率を○で囲みます。
 - (1) 建物及びその附属設備…「32」
 - (2) 上記(1)以外の対象資産…「24」
- 10 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 11 「障害者雇用割合の計算」の各欄は、次により記載します。
 - (1) (13)欄から(16)欄までの各欄は、法人の工場又は事業場の所在地を管轄する公共職業安定所の長の発行した「障害者等雇用証明書」に記載されたそれぞれの人数に基づき記載します。

また、2以上の公共職業安定所の長の証明がある場合には、その合計人数に基づき記載します。
 - (2) 「障害者雇用割合18」が50%（「期末雇用障害者数17」の数が20人以上である場合には、25%）未満である場合には、措置法第46条の2第1項（又は第68条の31第1項）の規定の適用はありませんから注意してください。
 - (3) 「同上に係る公共職業安定所の長の証明年月日19」及び「同上の証明に係る番号20」には、上記(1)の「障害者等雇用証明書」の証明年月日及び文書番号を記載しますが、2以上の公共職業安定所の長の証明がある場合には、そのうち主なもの一つについて記載してください。